

# 「飛躍する鹿行地域の中心都市‘かみす’」 の実現を目指して

－神栖市まちづくりプラン ダイジェスト－



平成17年3月  
神栖町・波崎町合併協議会

## 目次

1.	合併協議会の経緯と今後の流れ	2
	合併協議の経緯	2
	新市誕生までの流れ	3
2.	合併の必要性	4
	合併の必要性	4
	2町の合併によるメリット	5
3.	新市の概況	6
4.	神栖市まちづくりプラン	8
	新市の将来像	8
	新市のまちづくりに対する基本姿勢	9
	新市の土地利用構想	10
	新市の施策	12
	公共施設の統合整備の方向性	19
	財政計画	19
5.	住民生活に関わりの深い協定項目	20
6.	協定項目一覧	30

# 1. 合併協議会の経緯と今後の流れ

## □合併協議の経緯

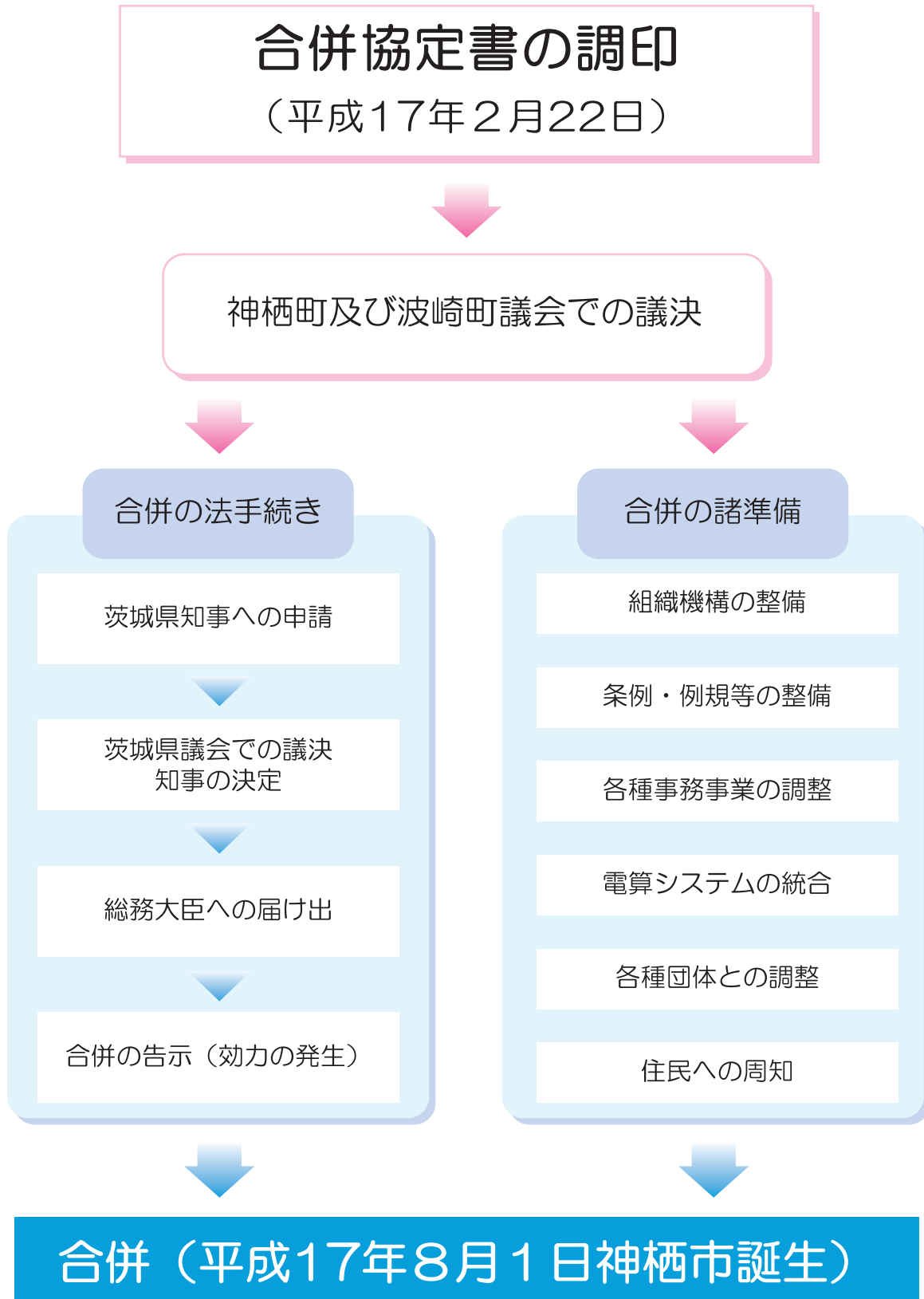
合併協議会設置まで

合併協議会設置以降

平成16年	4月20日	波崎町長より神栖町長へ合併協議の場設置について申し入れ
	6月11日	神栖町議会全員協議会
	6月21日	神栖町長より波崎町長へ合併協議の場設置について同意する旨の回答
	6月23日	波崎町議会全員協議会
	7月16日	第1回神栖町・波崎町合併検討協議会
	7月26日	第2回神栖町・波崎町合併検討協議会
	8月19日	神栖町及び波崎町議会の臨時会において神栖町・波崎町合併協議会の設置議案議決
	8月20日	神栖町・波崎町合併協議会設置
	8月31日	第1回神栖町・波崎町合併協議会
	9月17日	第2回神栖町・波崎町合併協議会
	9月30日	第3回神栖町・波崎町合併協議会
	10月14日	第4回神栖町・波崎町合併協議会
	11月2日	第5回神栖町・波崎町合併協議会
	11月16日	第6回神栖町・波崎町合併協議会
	12月1日	第7回神栖町・波崎町合併協議会
	12月21日	第8回神栖町・波崎町合併協議会
平成17年	1月14日	第9回神栖町・波崎町合併協議会
	2月22日	第10回神栖町・波崎町合併協議会
	2月22日	合併協定書の調印
	3月15日	神栖町議会定例会において合併関連議案の議決
	3月15日	波崎町議会定例会において合併関連議案の議決

## □新市誕生までの流れ

合併協議会での協議結果に基づき、平成17年2月22日に協定書への調印式がおこなわれ、3月には両町の議会で合併関連議案が可決されました。今後は新市誕生に向けた法的な手続きや諸準備が進められていきます。



## 2. 合併の必要性

### □合併の必要性

#### ●地方分権への対応

社会情勢の急速な変化によって、統一性や均一性を重視した行政システムから、地域の実情や住民のニーズに的確に対応することのできる行政システムへと、変革が求められるようになってきました。

市町村が、地域の個性にあふれ、人々の暮らしに潤いを感じられるまちづくりを、自らの責任でおこなっていくためには、効率的かつ高度な行財政運営の推進が必要となります。合理化を進め財源の確保に努めながら、これまで以上にきめ細かな住民サービスが可能となる行政組織に転換をしていくためには、スケールメリットを活かせる合併が有効な手段といえます。

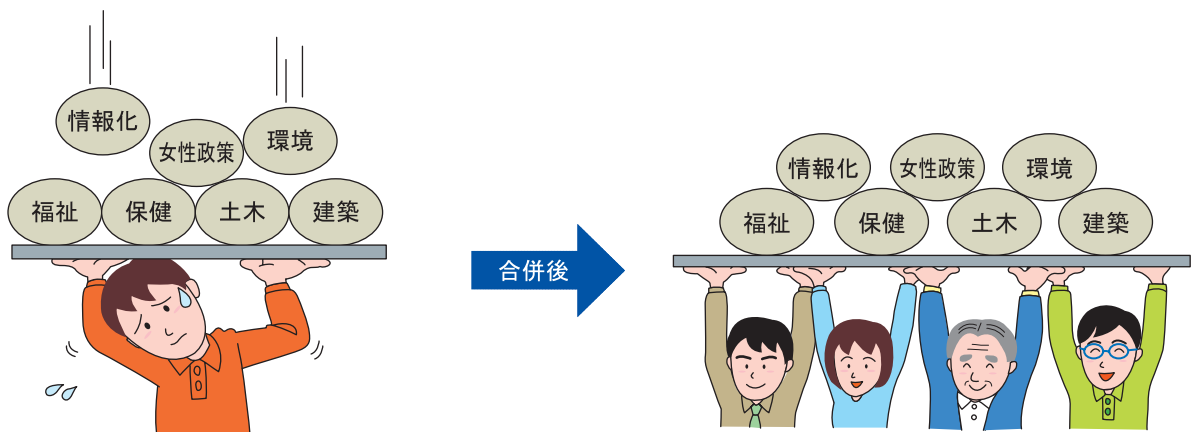
#### ●少子・高齢社会への対応

少子・高齢社会は、労働力人口の減少をもたらすとともに、高齢者への福祉・医療にかかる経費の増大を招きます。現在の2町の人口構造は、県内市町村に比べ若い世代が多いというものの、今後は確実に高齢化が進むものと予想されます。

こうした中、社会保障制度の見直しが必要になる一方で、市町村も独自に福祉・医療サービスを支えるための人的・財政的な基盤強化を進めていく必要があります。

#### ●多様化・高度化するニーズへの対応

交通網の発達などにより私たちの日常生活圏はますます拡大しています。また価値観の多様化や高度情報化に代表される技術革新の進展などにもとまって、住民が求めるサービスも多様化、高度化しています。これらの広範で多様なニーズに応えるためにも、合併によって行財政力を強化し、広域的な視点からまちづくりを見直していく必要があります。



## □2町の合併によるメリット

### ●さまざまな財政支援で、よりよいまちづくりが可能です

市町村合併によって「合併の必要性」にあるような、さまざまな課題を解決することが可能になります。また合併特例法の期限内に合併をすることで、一定期間、国や県の各種財政支援が受けられるようになり、これらを上手に利用することで効率よくまちづくりを進めることができます。



### ■合併による財政支援措置の例

・・合併市町村のまちづくりのための建設事業に対する地方債の特例措置・・

合併後10カ年度は市町村建設計画に基づく特に必要な事業の経費に合併特例債を充当できます。(充当率95%)

元利償還金の70%は普通交付税として後年に国から交付されます。

### ●鹿行地域最大規模の自治体として発展が期待できます

神栖町と波崎町の2町の合併は、自治体規模のひとつの理想とされている「人口10万人」に限りなく近づきます。規模のメリットを活かした行政組織等の合理化が可能となるだけでなく、鹿行地域最大規模の自治体として、広域的な視点に基づいたプロジェクトを誘致するなど、都市機能の集積による大きな発展が期待できます。

### ●新たな税収が見込めます

主に工業団地に立地する企業等が納める大規模償却資産分の固定資産税は、神栖町の財政力指数が高いため、約半分程度が茨城県の税収となっています。これが合併により、ほぼ全額新市の税収へと変わることになります。この財源を住民サービスの維持・向上に充てるなど、持続的・安定的な自治体経営をおこなっていく上で、他の地域の合併には見られない、財政面での大きなメリットがあります。



# 3. 新市の概況

## □新市の位置・交通条件

新市は、南北に細長く平坦な地形で、総面積は147.26 km<sup>2</sup>（神栖町域78.96 km<sup>2</sup>。波崎町域68.30 km<sup>2</sup>）となっています。

東関東自動車道を経由し、東京都心部まで約1時間30分、新東京国際空港まで約30分の距離にあります。鉄道では隣接する市町のJR各駅を利用して東京駅まで約1時間45分の距離にあります。

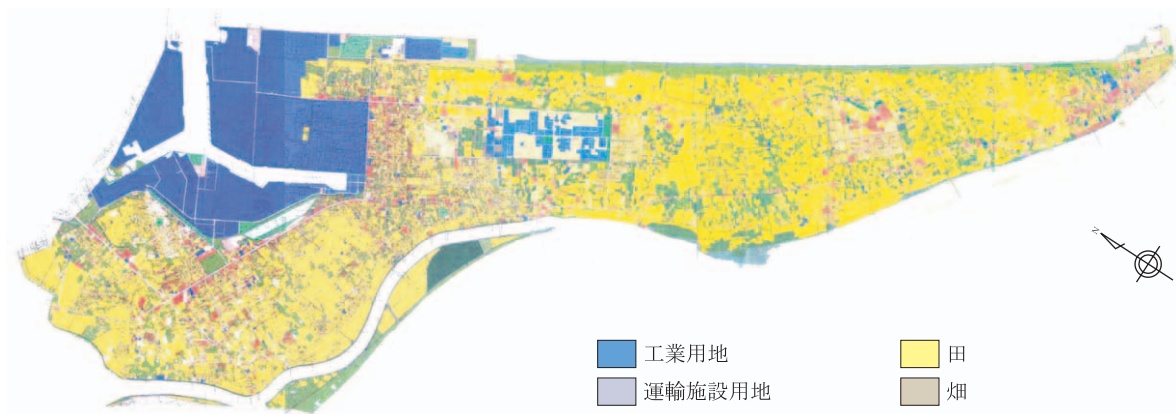
■新市の位置図



## □土地利用

神栖町の土地利用状況を見ると、工業用地や住宅用地、道路用地など都市的土地利用の割合が高くなっています。

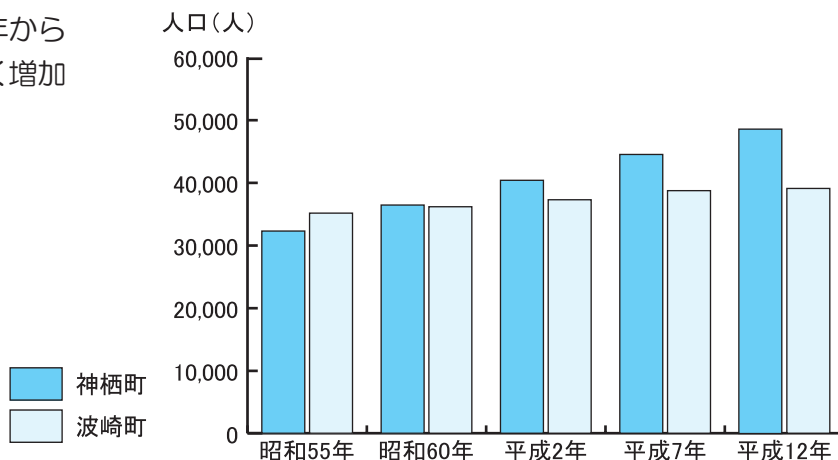
一方、波崎町においては、田・畑、山林を中心とした自然的土地利用の割合が高くなっています。



- |        |          |
|--------|----------|
| 工業用地   | 田        |
| 運輸施設用地 | 畑        |
| 公共用地   | 山林、牧野    |
| 文教厚生用地 | 原野、荒地    |
| 公共空地   | 河川、水面、水路 |
| 公園・緑地  | ゴルフ場     |
| その他の空地 | その他（海浜等） |
| 道路用地   | 住宅用地     |
| 鉄道用地   | 併用住宅用地   |
| 駐車場用地  | 商業用地     |

### □人口の推移（昭和55年～平成12年）

2町の人口は、昭和55年から平成12年にかけては大きく増加してきています。



### □人口構造（平成2年～平成12年）

2町の年齢3区分別人口をみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の比率が高いまちとなっています。

		年少人口	生産年齢人口	高齢人口
茨城県	(H 12)	15.4%	68.0%	16.6%
	(H 2)	19.7%	68.4%	11.9%
新市	(H 12)	17.2%	70.2%	12.6%
	(H 2)	21.7%	69.4%	8.9%

### □将来人口

新市の将来人口の目途（フレーム）は、神栖町・波崎町の行政計画における予測値を参考に、鹿島経済特区の効果や土地利用基本構想に掲載されている拠点の形成等による開発付加人口を見込み、次のとおり設定します。

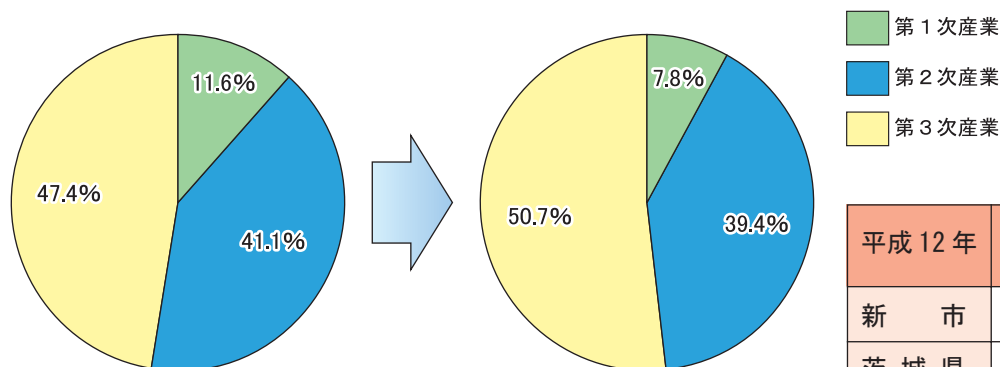
平成27年の目標人口： おおむね **102,000人**

### □産業構造

2町の就業構造の推移（平成2年～12年）をみると、第1次産業が減少する一方で、3次産業が増加してきています。また茨城県全体に比べて、第2次産業の比率が高いことが特徴的です。

平成2年（神栖町+波崎町）

平成12年（神栖町+波崎町）



平成12年	第1次産業	第2次産業	第3次産業
新市	7.8	39.4	50.7
茨城県	8.0	33.5	57.6



## 4. 神栖市まちづくりプラン

### □新市の将来像

神栖町・波崎町の特性を活かし、合併効果を十分に発揮する観点から、新市の将来像を次のとおり定めます。

活力と豊かな自然が調和した  
誰もが住みたくなるまち



都市の魅力と個性にあふれた  
鹿行地域の中核となるまち



充実した市民サービスと活気  
ある市民活動が営まれるまち



飛躍する鹿行地域の中心都市  
かみす

## □新市のまちづくりに対する基本的姿勢

「新市の将来像」を実現するため、行政運営に当たっては次のような基本的姿勢で、まちづくりを進めていきます。

### ●まちの特性を活かした新市ならではの個性の創造

新市では、神栖町・波崎町がこれまでにおこなってきた独自性を活かしたまちづくりを大切に継承・発展させつつ、さらに1+1が2以上となるような相乗効果の発揮できる個性の創造を図っていきます。

### ●重点的・効率的な投資の推進

施策の優先順位を明確化し、新市の活性化や市民の福祉向上にとって要となるプロジェクトを戦略的に定め、重点的な投資を行っていきます。

PFI（民間活力導入による公共事業）やNPO（非営利団体）の参入が可能な分野にあっては、その活用を検討するとともに、行政運営に対する市民の協力も得ながら「民間活力を活かしたまちづくり」も進めていきます。

### ●ソフト面での取組みの重視

新市のまちづくりにおいては、福祉・健康、教育・文化、産業、安全、情報など、ソフト事業の充実を図っていきます。

道路・公園・下水道といった都市施設の整備や市街地開発・再開発など「ハード事業」を進める上では、組織体制の整備や財源の確保、建設方法・維持管理コストなど、ソフト面での観点に十分配慮しつつ事業を推進していきます。

### ●時代変化への適応

社会経済のニーズの変化に鋭敏に対応する、柔軟で機動的なまちづくりを行っていきます。

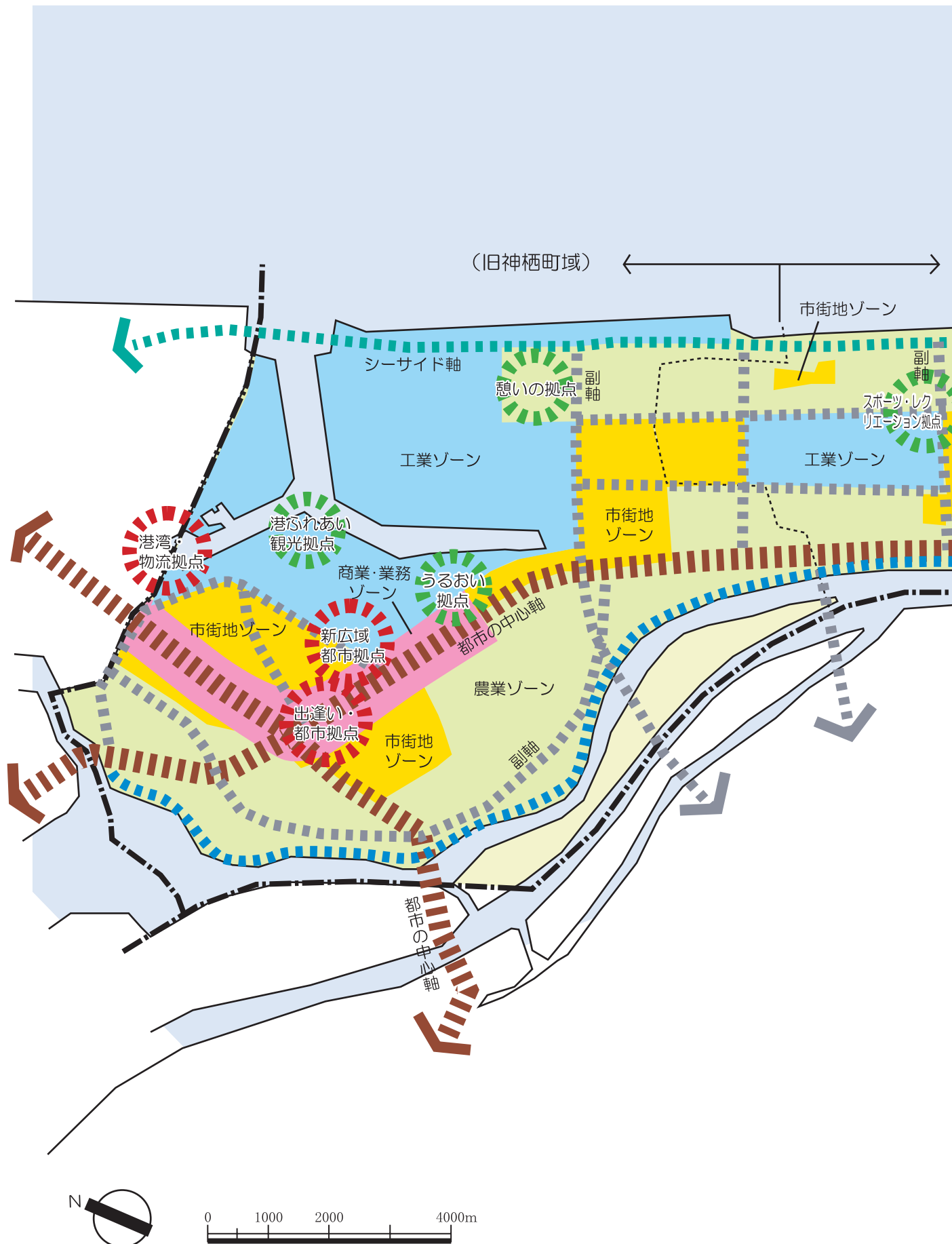
### ●市民参加の推進

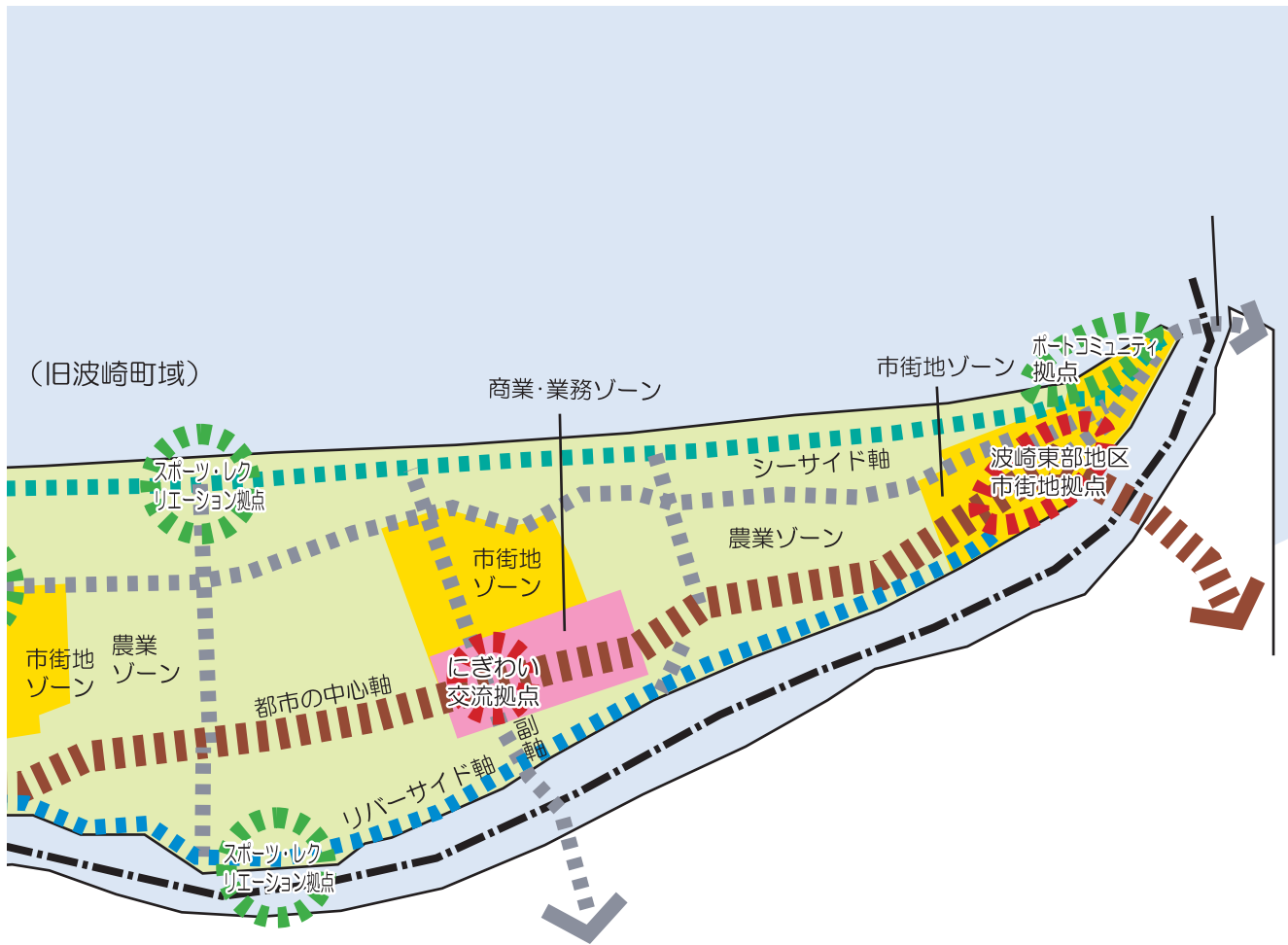
行政への住民参加については、合併を契機として、さらなる推進に努めていきます。

### ●周辺地域との適切な連携と競争

鹿嶋市や潮来市、銚子市などの周辺地域とは、地方分権を基本とした地域間競争によって互いに切磋琢磨する一方、利害が共通する事項については連携に努めながら、広域的な観点でのまちづくりを進めていきます。

# □新市の土地利用構想





凡 例		
軸	都市の中心軸	
	シーサイド軸	
	リバーサイド軸	
	副軸	
拠点	市街地系	
	スポーツ・レクリエーション・自然系	
	ゾーン	
	市街地ゾーン	
	商業・業務ゾーン	
	工業ゾーン	
	農業ゾーン	

## □新市の施策

### ●健康で人にやさしいまちづくり（健康・福祉分野）

#### 1. 健康のまちづくり

- 乳幼児から高齢者まで、すべての市民の健康を守るため、検診をはじめとする各種保険事業の充実を図るとともに、ライフステージに応じた健康づくり支援に努めます。
- 高度化する市民の医療ニーズに的確に対応するため、地域医療体制の向上や広域医療ネットワークの強化を進めるとともに、医療保険の自己負担軽減など医療の充実に努めます。

#### 2. 福祉のまちづくり

- 地域福祉の中心的な役割を担う組織の育成、相談体制の充実による地域福祉社会の形成、公共施設のバリアフリー化等を推進します。
- 高齢者福祉サービス提供基盤の強化と介護給付の円滑な実施、在宅生活の支援・介護予防に重点を置いたサービスの充実に努めるとともに、特別養護老人ホームなどの高齢者福祉施設の整備・充実に努めます。
- 障害者の社会復帰施設の整備や障害者の自立促進、生活改善に努めます。
- 児童・ひとり親家庭への支援として、保育サービス、学童保育の充実など子育ての環境を整備し、関係機関と連携した支援体制の整備に努めます。
- 低所得者等への支援として、生活実態の把握や相談・指導体制の充実、自立を促すための各種施策の展開に努めます。
- 社会保障制度について国への要望に努めるほか、知識の普及や相談体制の充実により、制度に対する市民の理解を深めるとともに収納率の向上を図り、制度の維持・改善に努めます。
- 就業・勤労者対策の推進、職業能力開発や在宅就業の機会拡大への支援など、雇用・就労の促進を図ります。

#### ■主要プロジェクト

健康・福祉分野	主な事業
高齢者福祉	○特別養護老人ホーム整備
障害者福祉	○福祉作業所整備
児童福祉	○児童保育施設整備

### ●個性豊かでたくましい人をはぐくむまちづくり（教育・生涯学習分野）

#### 1. たくましく個性豊かな子どもをはぐくむまちづくり

- 幼稚園の施設整備や指導方法の充実、保育所・小学校との連携体制強化等を図り、幼児教育の充実に努めます。
- ゆとりある教育環境を創出する学校施設の整備、指導・相談体制の充実に努めるほか、障害のある児童への適正な対応や、社会性・人間性をはぐくむ交流教育の推進を図ります。
- 街頭補導活動、子ども会の支援、社会環境浄化活動、各種の体験活動などを展開し、青少年の健全育成に努めます。

#### 2. 豊かな人生を支える生涯学習のまちづくり

- 世代を越えた学習機会の提供、学習活動拠点施設の整備・拡充や学習機会の充実など、生涯学習の推進に努めます。
- 文化団体の活動支援、指導者の育成に努めるほか、文化財調査や保護活動などを推進し、地域文化の継承と振興を図ります。
- スポーツ・レクリエーション施設等の整備や、関連団体の支援、イベントの開催など、多角的な視点から余暇活動の促進と地域の活性化に取り組みます。
- 姉妹都市交流活動を充実するとともに、国際交流の場の提供や国際化社会に対応した体制づくりを進めます。

#### ■主要プロジェクト

教育・生涯学習分野	主な事業
幼児教育	○幼稚園園舎増改築
学校教育	○小・中学校校舎増改築 ○学校給食共同調理場整備
生涯学習	○市立図書館整備 ○公民館等改修 ○子どもいきいきフェスティバル開催 ○ハッピーサタデー事業
スポーツ・レクリエーション・余暇活動	○自然ふれあい公園整備推進 ○スポーツ・レクリエーション施設整備 ○「ゆ〜ぼ〜と はさき」整備 ○トライアスロン大会開催 ○波崎レクリエーション拠点計画推進【県事業】



## ●自然・環境にやさしいまちづくり（地域環境・地球環境分野）

### 1. 水と緑の豊かなまちづくり

- 自然と共生した土地利用の推進により、良質な環境と景観の保全を図るとともに、市民に対する自然環境保護意識の啓発等に努めます。
- 河川改修や下水道雨水幹線、幹線排水路の整備、排水処理の適正化等を推進します。
- 公園・緑地の機能充実を図るほか「花いっぱい運動」の展開などにより、緑豊かなまちづくりを進めます。

### 2. 環境と調和したまちづくり

- 環境問題に関する情報提供の充実をはじめ、市民の自主的な活動の育成に努めるなど、地球環境問題対策の推進を図ります。
- 地域特性を踏まえた公共下水道の整備やし尿処理体制の整備に努めるほか、合併処理浄化槽の普及と適正な維持管理を促進します。
- 監視体制の強化等による公害防止や産業廃棄物対策に努めるとともに、環境美化活動等を推進します。
- ごみの分別収集、資源回収、自家処理機器の普及に努めるとともに、リサイクル運動の推進などに取り組みます。

#### ■主要プロジェクト

地域環境・地球環境分野	主な事業
自然環境の保全	○日川浜地区海岸環境整備【県事業】
河川・水路等	○排水路整備 ○国道124号排水路（波崎町矢田部地内）整備【県事業】
公園・緑地	○各種公園・緑地の整備 ○港公園改修【県事業】
公共下水道・し尿処理	○公共下水道等整備 ○衛生プラント整備 ○合併処理浄化槽の普及
公害防止・産業廃棄物対策・環境美化	○公害監視機器整備

### ●新しい産業活力にあふれたまちづくり（産業活性化分野）

- 農業生産基盤の整備をはじめ、農業経営を安定・向上させるためのさまざまな取り組みを進めます。
- 水産業の就労環境の整備に努めるとともに、資源管理型漁業や観光漁業を推進するほか、波崎漁港の多面的な活用の促進を図ります。
- 工業の活性化のため、企業誘致や中小企業経営診断・指導、融資制度の充実等に努めます。
- 商店街の環境整備や新たな商業空間の創出を図るとともに、地域のニーズに対応した多様なサービス産業の育成に努めます。
- 流通港湾の整備による国際海上コンテナ輸送機能の強化、航路・泊地、関連道路等の整備を促進します。
- スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実を図るほか、イベントの振興や県、隣接自治体との広域的な連携等を通じて、観光産業の育成に努めます。

#### ■主要プロジェクト

産業活性化分野	主 な 事 業
農業の振興	○土地改良関連事業
水産業の振興	○漁業経営構造改善事業 ○漁業集落環境整備 ○波崎漁港整備【県事業】
工業の活性化	○工業団地内道路等整備
商業・サービス業等の振興	○にぎわい交流拠点整備促進
流通港湾の整備	○港湾整備（北公共埠頭整備等）【県事業】
観光の振興	○自然ふれあい公園整備推進（再掲） ○スポーツ・レクリエーション施設整備（再掲） ○トライアスロン大会開催（再掲） ○波崎レクリエーション拠点計画推進（再掲） 【県事業】 ○港公園改修（再掲）【県事業】

## ●くらしの質を高めるまちづくり（都市計画・市街地整備・都市基盤整備分野）

- 貴重な自然環境や優良農地の保全に努めるとともに、適正な市街化の誘導や公共用地の確保等、計画的な土地利用を推進します。
- 都市計画関連事業を推進し、魅力ある都市景観を形成するための各種事業を展開します。
- 集落地での無秩序な開発を抑制するとともに、生活環境の向上等を図ります。
- 新市の新たな都市拠点を形成し、鹿行地域の中心都市としてふさわしい機能の集積を図るため、特定地区の開発・整備を進めます。
- 人々の生活に不可欠な市内幹線道路をはじめとする交通網の整備を促進するほか、公共交通の充実、バリアフリー化など、人にやさしい道路づくりに努めます。
- 良好な住宅地の形成と定住促進を図るほか、高齢者・障害者仕様住宅の確保・充実に努めます。
- 生活と経済を支える水源・水質の確保に努めるとともに、配水管の整備、配水場の拡張整備等を進めます。
- 市営墓地の段階的整備、火葬場・斎場の適切な維持・管理、運営に努めます。
- 行政事務の情報化を進めるとともに、情報化に対応した人材の育成、パソコン・インターネットの普及等、市民生活の情報化促進に努めます。

### ■主要プロジェクト

都市計画・市街地整備・都市基盤整備分野	主 な 事 業
特定地区の開発・整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○土木研究所跡地開発</li> <li>○にぎわい交流拠点整備促進（再掲）</li> <li>○住宅市街地総合整備促進</li> </ul>
道路・交通網の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○シーサイド道路整備</li> <li>○都市計画道路整備</li> <li>○市道整備</li> <li>○工業団地内道路等整備（再掲）</li> <li>○国道124号（銚子大橋架け換え）整備【県事業】</li> <li>○一般県道深芝浜波崎線（波崎町矢田部地区）整備【県事業】</li> <li>○一般県道深芝浜波崎線歩道（波崎町浜新田地区）整備【県事業】</li> </ul>
住宅・宅地の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○深芝地区土地区画整理事業推進</li> <li>○公営住宅建設促進</li> </ul>
水資源・水道の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○上水道整備</li> </ul>
墓地・火葬場の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○海浜公園墓地整備</li> <li>○かみす聖苑火葬炉増設</li> </ul>

### ●安全性の高いまちづくり（安全対策分野）

- 鹿島臨海工業地帯における消防体制の充実をはじめ、消防関連施設の整備、地域の自主防災体制の充実等、総合的な地域防災対策を進めます。
- 関係機関と連携した日頃の情報把握に努めるとともに連絡・招集体制等の整備を図り、災害などの非常時に備えます。
- 地区レベルの自主防犯組織の設立を促進し、地域の防犯体制の強化を図るとともに、防犯灯の設置や空き地等の適正管理による安全な地域環境の創出に努めます。
- 交通安全施設や歩道の整備を進めるとともに、交通安全教育の普及に努めます。
- 消費者教育・消費者相談体制の強化を図るほか、国民センターや県消費生活センターと連携しながら、市民の消費生活の安定と向上に努めます。

#### ■主要プロジェクト

安全対策分野	主な事業
消防・防災・救急体制の充実	○防災行政無線デジタル化
消費者保護の推進	○消費生活センター設置



## ●市民と「協働」のまちづくり（協働分野）

- 行政情報公開システムの整備を進めるとともに、広報紙やインターネット・ホームページの双方向機能の充実を図るほか、市民会議や各種懇談会など住民の生の声を直接聞く場の充実に努めます。
- 市民が主体的にまちづくりに参加できる体制の整備をはじめ、ボランティアやNPOの育成強化に努めます。
- 人権意識の高揚を図るため、教育の場における意識啓発や広報紙・パンフレット等による市民への情報提供に努めます。
- 男女共同参画社会を実現するため、制度・慣行の見直しや意識啓発等を進めます。
- コミュニティ活動拠点となるコミュニティセンターや地区集会所等の適正配置に努めるほか、地域活動のリーダーとなる人材の育成を支援します。

### ■主要プロジェクト

協働分野	主 な 事 業
コミュニティづくりの推進	○コミュニティセンター整備

## ●健全な行財政のまちづくり（行財政改革分野）

- 行政組織のスリム化を進めるとともに、合併効果を十分に発揮し、効率的・効果的な行政運営と市民サービスを推進する観点から、速やかに新庁舎の建設を行います。
- 手数料・使用料等の適正化、地方債の有効活用、経常経費の節減、補助事業の適正化、財政支出の重点化、PFI（＝民間事業者参加型の公共事業）の検討などにより財政運営の適正化に努めます。
- 県境を超えたさらに広域的な地域連携の強化を推進し、公共施設の相互利用や情報のネットワーク化など、住民サービスの向上に努めます。

### ■主要プロジェクト

行財政改革分野	主 な 事 業
行政運営の改革	○新庁舎建設

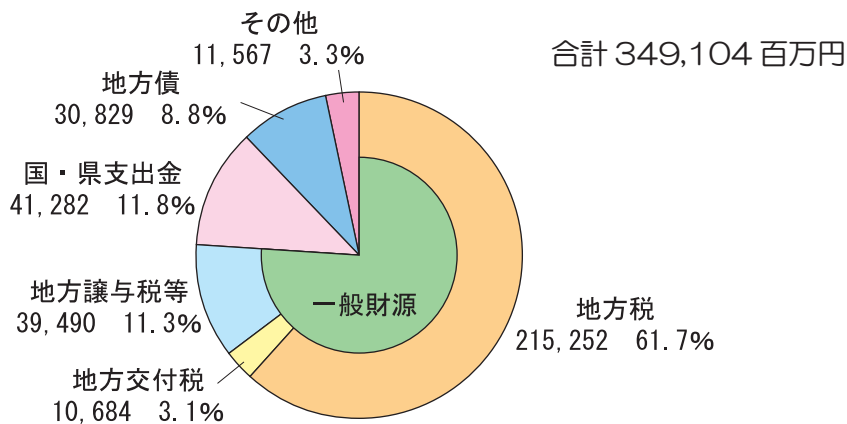
## □公共施設の統合整備の方向性

- 公共施設の統合整備については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮します。
- 新規の公共施設の整備にあたっては、市民のニーズを的確に把握するとともに、地域の特性やバランス、財政事情等を考慮しながら逐次整備していくことを基本とします。
- 新市庁舎については、合併後可能な限り早い時期に、土木研究所跡地に建設するものとします。
- 既存の公共施設については、合併を契機として他の施設との複合化や役割分担、連携などを検討し、施設の廃止・統合を含めて、より効果的なサービスが提供できるようにします。

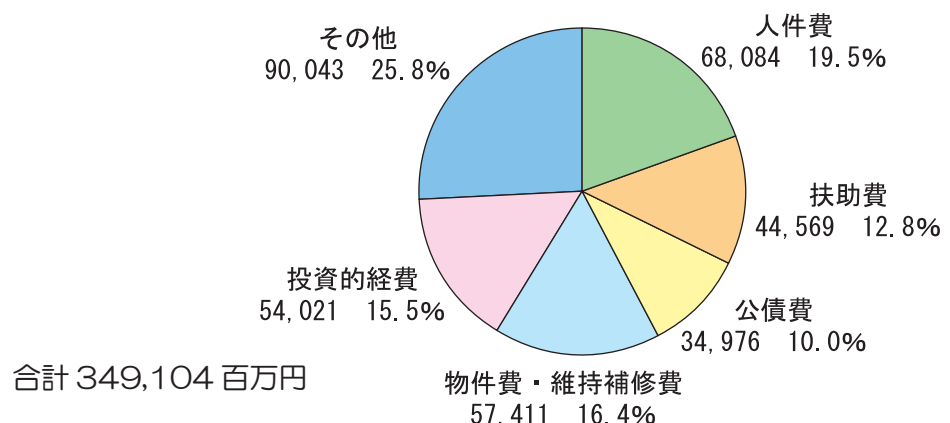
## □財政計画

新市の財政計画は、合併年度及びそれに続く10か年度（平成17年度～平成27年度）について、普通会計\*の歳入・歳出の項目毎に過去の実績、人口推移、合併に伴う変動要因等を勘案し、新市で実施する行政サービスや各種事業を見込んで推計しました。

### ●新市の歳入（平成17年度～27年度）



### ●新市の歳出（平成17年度～27年度）



\*普通会計：地方公共団体の統計上用いられる会計区分で、水道や国民健康保険等の公営事業会計以外の会計を合わせたもの。



# 5. 住民生活に関わりの深い協定項目

## □合併の方式

▶ 合併の方式は、波崎町を廃し、その区域を神栖町に編入する編入合併です。

## □合併の期日

▶ 合併の期日は、平成17年8月1日です。

## □新市の名称

▶ 「神栖市」となります。

## □新市の事務所の位置

▶ 新市庁舎については、合併後可能な限り速やかに、土木研究所跡地に建設します。

▶ ただし、新市庁舎建設までの事務所は、現在の神栖町役場に置くこととします。

## □町名・字名の取り扱い

▶ 現在の町・字の区域についてはそのままです。

▶ また町名・字名については、「大字」を削除した現行のと通りの名称です。ただし、波崎町の「新港」については「波崎新港」になります。

▶ 波崎町の町名・字名のない番地のみの区域については、「神栖市」のあとに「波崎」が町名として付きます。

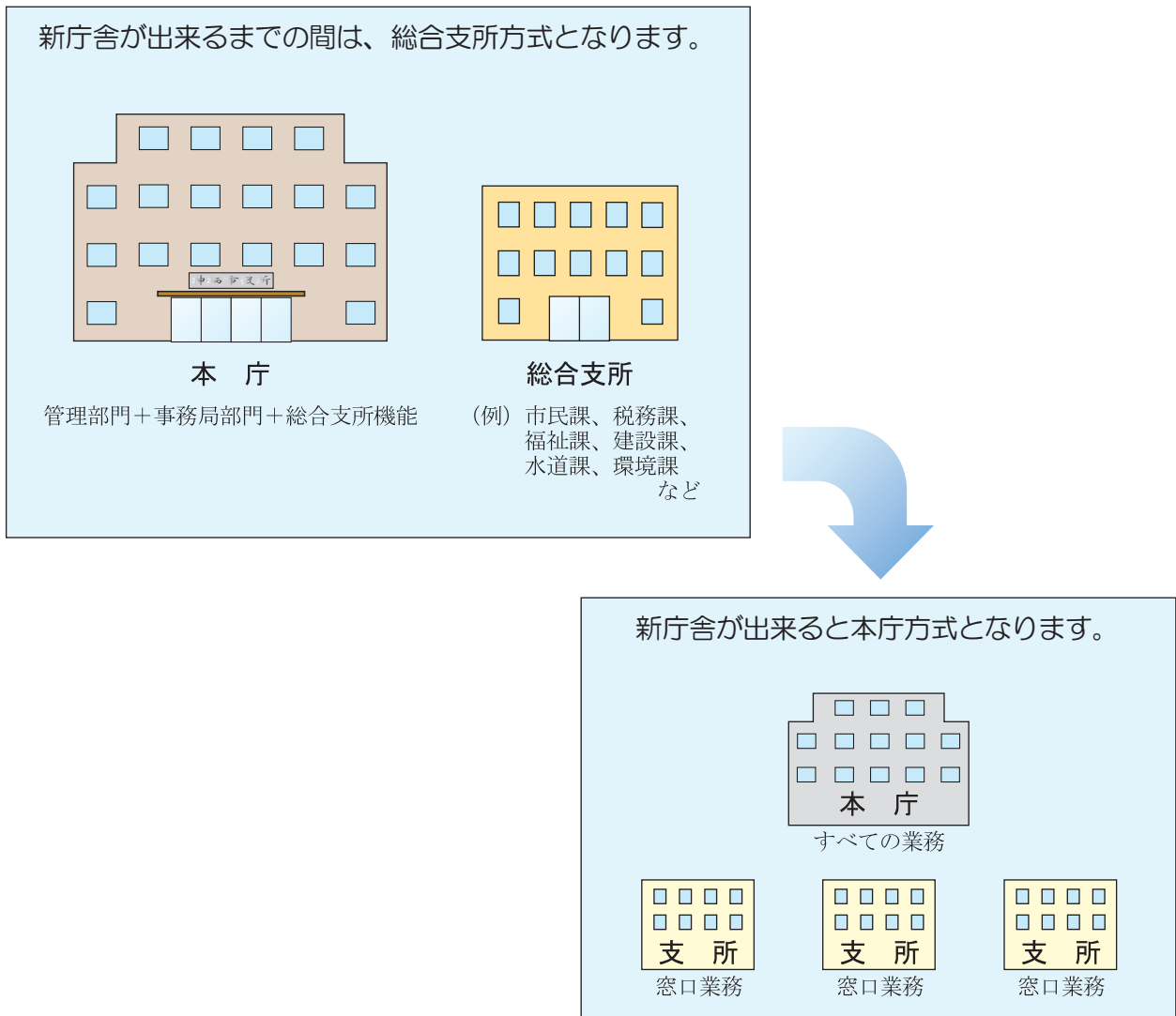
### ■一例

	合併前	新市移行後
例1	茨城県鹿島郡神栖町大字溝口△△△番地	茨城県神栖市溝口△△△番地
例2	茨城県鹿島郡神栖町大野原一丁目〇〇番×号	茨城県神栖市大野原一丁目〇〇番×号
例3	茨城県鹿島郡波崎町大字須田△△△番地	茨城県神栖市須田△△△番地
例4	茨城県鹿島郡波崎町柳川中央一丁目△△△番地	茨城県神栖市柳川中央一丁目△△△番地
例5	茨城県鹿島郡波崎町新港△△△番地	茨城県神栖市波崎新港△△△番地
例6	茨城県鹿島郡波崎町△△△番地	茨城県神栖市波崎△△△番地

□本庁・支所及び窓口業務の取扱い

- ▶ 合併後、出来るだけ早い時期に新庁舎を土木研究所跡地に建設しますが、それまでの間は総合支所方式として、現在の神栖町役場が本庁舎となり、現在の波崎町役場は総合支所として存続します。
- ▶ このため、新市の住民は、本庁、総合支所のどちらでもこれまで同様の行政サービスが受けられることになります。

※ 総合支所方式：管理部門（企画・総務など）や事務局部門（議会・農業委員会など）を除き、現在の2町の庁舎にある行政機能をそのまま残す方式です。



## □個人住民税

- ▶ 個人住民税については現行と同じです。
- ▶ 均等割については、一律年額3,000円です。
- ▶ 所得割については、課税所得に応じて以下ようになります。

区 分		税率等
均等割（標準税率）		3,000円
所得割（標準税率）	課税所得金額が200万円以下の金額	100分の3
	課税所得金額が200万円を超える金額	100分の8
	課税所得金額が700万円を超える金額	100分の12

## □固定資産税

- ▶ 固定資産税については現行と同じです。

納税義務者	固定資産（土地、家屋、償却資産）の所有者
税率	課税標準額の1.4%（標準税率）



## □国民健康保険事業

### 1) 国民健康保険税

- ▶ 国民健康保険の税率については、平成17年度は両町それぞれ現行のとおりですが、平成18年度から神栖町の税率に統一します。

### 2) 出産一時金、葬祭費の給付

- ▶ 出産一時金、葬祭費の給付は平成18年度から神栖町の制度に統一し、以下ようになります。

#### ■出産・葬祭に関する給付

区 分	合併の翌年度から
出産育児一時金	300,000 円
葬祭費	30,000 円

### 3) 医療費の抑制と住民の健康づくり事業

- ▶ 医療費の抑制と住民の健康づくり事業については、平成17年度は両町それぞれ現行のとおりですが、平成18年度から神栖町の制度に統一します。



## □介護保険事業

- ▶ 介護保険事業については、神栖町の制度に統一します。ただし保険料については、平成18年度から統一します。
- ▶ 神栖町が実施している市町村特別給付については、神栖町の制度を存続します。

## □保健予防事業

- ▶ 予防接種事業、基本健診及び各種検診等については、合併後に神栖町の制度に統一します。
- ▶ 各種健康教室及び各種健康相談についても同様となります。
- ▶ 健康診査については、現行のとおりです。ただし、1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査については、平成18年度から神栖町の制度に統一します。

### ■主な検診項目の調整内容

区 分	合併時に統一
基本健診	対 象：40歳以上 自己負担：なし
各種検診等	○結核検診（基本健康診査とあわせて実施） 対 象：15歳以上 自己負担：なし
	○子宮ガン検診 対 象：30歳以上の女性 自己負担：500円（70歳以上、生活保護世帯・非課税世帯は無料）
	○胃ガン検診 対 象：30歳以上 自己負担：800円（70歳以上、生活保護世帯・非課税世帯は無料）

## □医療費助成

- ▶ 神栖町には県が行っている医療費助成制度「マル福」に上乗せする独自の「神福」という制度があります。合併後は現在の波崎町民にも適用されることとなります。

事業概要	妊産婦、乳幼児、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度心身障害者等の健康保持促進を図るため、医療費の一部を助成する。	
受給資格	①県制度で所得制限をオーバーした者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児（3歳未満）</li> <li>・母子家庭の母子（18歳未満の児童を養育）</li> <li>・父子家庭の父子（同上）</li> <li>・重度身体障害者等</li> <li>・妊婦等</li> </ul>
	②県制度を拡大した者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児（3歳以上5歳未満）</li> <li>・老人（68歳・69歳）</li> <li>・戦傷病者</li> </ul>
	③出産者	
支給要件	所得制限額はなし	
助成内容	各医療保険の負担割合分の自己負担分 〔重度・・・自己負担なし 老人・・・老人保健法の一部負担あり それ以外の者・・・外来自己負担（1回×500円 月×2回まで）あり〕 出産者に対し出産費の助成として1件につき10,000円を支給	

## □障害者福祉事業

- ▶ 福祉手当及び心身障害児デイサービス事業については、合併時に新たな制度とします。
- ▶ 身体障害者手帳診断書経費補助事業等神栖町にのみある制度はそのまま存続します。
- ▶ 心身障害児児童養育費については、波崎町の制度がそのまま存続します。
- ▶ 重度身体障害者移動入浴サービス事業及び身体障害者紙おむつ支給事業並びに重度心身障害者福祉タクシー事業については、合併時に神栖町の制度に統一します。

## □高齢者福祉事業

- ▶ 敬老祝金については、合併後3年以内に神栖町の制度に統一します。
- ▶ ひとり暮らし老人向け事業については、神栖町の制度を存続します。
- ▶ 老人デイサービスセンター及び町営老人休養ホーム「むつみ荘」の運営等神栖町にのみある事業については、その事業を存続します。

### ■主な高齢者福祉事業の調整内容

区 分	合併後3年以内に	
敬老祝金	名 称	敬老年金
	受給資格	9月15日現在70歳以上の者で、本町に6か月以上居住していた者
	金 額	20,000円

区 分	神栖町の制度を存続	
ひとり暮らし老人向け事業	名 称	ひとり暮らし老人「愛の定期便」事業
	内 容	隔日（日曜、祝日を除く）ごとに乳製品を配達し、安否の確認と健康の増進を図る
	対 象 者	65歳以上のひとり暮らし老人
老人デイサービスセンター	内 容	入浴、食事、送迎サービス、日常生活の介助等
	対 象 者	介護認定者で要支援～要介護5
町営老人休養ホーム「むつみ荘」の運営	内 容	町民の心身の健康、福祉の増進を図るため、町営の福祉施設（宿泊施設）
	利用定員	休憩 100人、宿泊 69人



## □児童福祉事業

▶ 国・県等の法制度に基づく児童手当等の制度については、現行のとおりです。

区 分	内 容
目 的	児童を養育している者に手当を支給することにより、家庭における生活の安定を寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資する。
受給資格	小学校第3学年修了前の児童を養育している者（所得制限あり）
支 給 額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1人目 5,000円（月額）</li> <li>・ 2人目 5,000円（月額）</li> <li>・ 3人目 10,000円（月額）</li> </ul> （1人につき）

## □保育料等

▶ 保育所数及び定員並びに障害児保育については、現行のとおりです。引き続き待機児童の解消等に努めていきます。

▶ 保育料及び公立保育所の保育時間については、神栖町の制度に統一します。

区 分	保育料（月額）	
	3歳児未満	3歳児以上
生活保護法による被保護者世帯	0円	0円
市町村民税非課税世帯	4,000円	3,000円
市町村民税課税世帯	10,000円	8,000円
所得税額64,000円未満	15,000円	13,000円
所得税額64,000円以上160,000円未満	22,000円	20,000円
所得税額160,000円以上408,000円未満	30,000円	26,000円
所得税額408,000円以上	40,000円	30,000円

## □子育てサポーター設置事業

▶ 子育てと就労の両立を支援する目的で、波崎町が実施している子育てサポーター設置事業は新市でも継続して実施します。このため、現在の神栖町民も合併後にはこの制度を利用できることとなります。

概 要	子育てと就労の両立を支援し、安心して子育てができるようにするため、「協力会員」（保育にかかる知識や経験を有するサポーター）と「利用会員」（子育ての援助を必要とする人）が登録し、コーディネーターの調整のもと子育ての総合援助活動を行う事業。
事業内容	子育て支援のための会員制サービス事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育サービス</li> <li>・ 送迎サービス</li> <li>・ 訪問サービス</li> </ul>
利用時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性センター子育てサポートセンター：午前9時～午後5時30分</li> <li>・ 協力会員、利用会員宅：午前7時～午後7時</li> </ul>
利用者負担	1時間：650円（上記時間外は750円）

□ごみの分別・収集・処理、生ごみ処理機購入設置補助

- ▶ ごみの分別・収集・処理及び指定ごみ袋等については、現行のとおりです。ただし、資源物の分別及び資源物・有害ごみの収集については、合併後も継続して調整していきます。
- ▶ 生ごみ処理機購入設置補助については、神栖町の制度に統一します。

交付対象者		1) 本町に住所を有し、居住している者であること。 ただし、法人は除く。 2) 町税を滞納していない者であること。 3) 肥料化された生ごみを自己利用できること。			
補助対象品目		たい肥化容器	密閉容器	生ごみ処理機	排水機器
補助金の額	対象経費	購入金額	購入金額	購入金額	購入金額
	補助率	1/2	1/2	1/2	1/5
	世帯数限度数	1世帯3基		1世帯1基	
	限度額	3,000円	3,000円	20,000円	100,000円

□合併処理浄化槽設置補助

- ▶ 合併処理浄化槽設置補助事業については、合併時に神栖町の制度に統一します。

名称	合併処理浄化槽設置事業費補助金	
目的	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため	
補助対象	補助金の対象は、下記「補助対象地域」項目内の記載地域内において、処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽を設置する者とする。	
補助基準	補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、下記「補助金の額」項目の表に定める額を限度とする。	
補助対象区域	下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により公共下水道事業認可区域外及び公共下水道事業認可区域であって下水道の整備が当分の間（おおむね7年以上）見込まれない区域	
補助金の額	人槽区分	限度額
	5人槽	309,000円
	6～7人槽	360,000円
	8～10人槽	453,000円

## □公共施設の使用料

- ▶ 文化施設やスポーツ施設をはじめとする各種公共施設の使用料は、原則として現行のとおりです。
- ▶ 両町にある施設を互いに利用する場合、今までは町外料金で利用していたものが、合併後は市内料金で利用できることとなります。



## □上水道

- ▶ 水道料金と加入金については、合併時はそれぞれ現行のとおりです。2年以内に新たな料金体系に移行します。

### ■一般家庭での水道料金の例（1ヶ月35m<sup>3</sup>を使用した場合）

	神栖町		波崎町	
	基本料金 (10m <sup>3</sup> の使用量を含む)	口径 20mm	1,900.50 円	一般用
従量料金 (1 m <sup>3</sup> あたり)	11m <sup>3</sup> ~ 20m <sup>3</sup>	199.50 円	11m <sup>3</sup> ~ 50m <sup>3</sup>	189 円
	21m <sup>3</sup> ~ 50m <sup>3</sup>	225.75 円		
メーター使用料		—	口径 20mm	136.50 円
料金の計		7,281 円		6,541 円

## □下水道

- ▶ 下水道料金については、合併時に神栖町の制度に統一します。

### ■一般家庭での下水道料金の例（1ヶ月35m<sup>3</sup>を使用した場合）

水道水使用世帯の場合		
基本料金 (10m <sup>3</sup> まで)		840 円
従量料金 (1 m <sup>3</sup> あたり)	11m <sup>3</sup> ~ 20m <sup>3</sup>	94.5 円
	21m <sup>3</sup> ~ 50m <sup>3</sup>	105 円
料金の計		3,360 円

## □町立学校の通学区域

- ▶ 小・中学校の通学区域については現行のとおりです。地域の実情を踏まえながら、必要に応じて見直しを図るよう、合併後に調整します。

## □学校給食費

- ▶ 学校給食については現在2町で違いがありますが、合併後に神栖町の制度に統一され、給食費は以下ようになります。

小学校児童	月額 2,200円
中学校生徒	月額 2,400円



## □修学旅行等校外学習に伴う個人負担軽減補助

- ▶ 神栖町では、修学旅行や宿泊学習など、校外学習に伴う個人負担軽減のための補助事業を行っています。合併後は現在の波崎町の対象者にもこの制度が適用されます。

目的	校外学習の個人負担を軽減し、校外学習を促進し学校教育の充実を図る。
補助対象	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 社会科学習として行われる校外学習の交通費全額</li> <li>2. 修学旅行等に要する交通費及び宿泊費の1/2以内とし下記の限度額</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校の宿泊学習は 2,000円</li> <li>・小学校の修学旅行は 7,500円</li> <li>・中学校の宿泊学習は 5,000円</li> <li>・中学校の修学旅行は 15,000円</li> </ul>

# 6. 協定項目一覧

協定項目	協定結果
1 合併の方式	合併の方式は、波崎町を廃し、その区域を神栖町に編入する編入合併とします。
2 合併の期日	合併の期日は、平成17年8月1日とします。
3 新市の名称	新市の名称は、編入する神栖町の名称とします。
4 新市の事務所の位置	新市庁舎については、合併後可能な限り速やかに土木研究所跡地に建設することとします。ただし、新市庁舎建設までの事務所は、現在の神栖町役場（神栖町大字溝口4991番地の5）に置きます。
5 財産及び債務の取扱い	波崎町の財産（権利及び義務を含む）は、すべて神栖町に引き継ぐものとします。
6 議会の議員の定数及び任期の取扱い	議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、合併特例法の特例措置（在任特例）を適用します。なお、波崎町の議会の議員の報酬については、現行の報酬とします。
7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、合併特例法の特例措置（在任特例）を適用します。なお、波崎町の農業委員会の委員の報酬については、現行の報酬とします。
8 地方税の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> <li>個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、町村たばこ税については、現行のとおりとします。</li> <li>入湯税については、新市に引き継ぐものとします。</li> <li>納期については、合併年度は両町それぞれ現行のとおりとし、合併の翌年度から神栖町の制度に統一します。</li> <li>神栖町産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例については、新市に引き継ぐものとします。</li> </ol>
9 一般職の職員の身分の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> <li>波崎町の一般職の職員は、すべて神栖町の一般職の職員として引き継ぐものとします。</li> <li>波崎町の一般職の職員の給与、任用、配置その他の身分取扱いについては、神栖町の職員との均衡を失しないように公正に取り扱うものとし、その細目は、神栖町及び波崎町の長が別に協議して定めるものとします。</li> </ol>
10 地域審議会、地域自治組織に関すること	地域審議会、地域自治組織（地域自治区及び合併特例区）は設置しないものとします。
11 特別職の身分の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> <li>波崎町の常勤の特別職（教育長含む）の身分の取扱いについては、神栖町、波崎町の長が別に協議して定めます。</li> <li>波崎町の非常勤の特別職の身分の取扱いについては、それぞれの職の必要性を検討し、合併時までに調整をおこなうものとします。</li> </ol>
12 条例、規則等の取扱い	神栖町の条例、規則等を適用します。ただし、波崎町にのみある条例、規則等のうち新市に引き継ぐものについては、現行の制度を踏まえて調整するものとします。また、事務事業の調整と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて規定の整理をおこなうものとします。
13 事務組織及び機構の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> <li>新市の事務組織及び機構については、本庁方式とします。ただし、新市庁舎を建設するまでの間は、総合支所方式とします。</li> <li>合併時については、住民生活に急激な変化をきたすことのないよう従前の行政機能を残し、合併後1年以内を目途に新組織体制に移行するものとします。</li> <li>両町に置かれている付属機関等については、原則として統合するものとします。なお、委員構成については、両町の実情及び地域性に配慮して適切な措置を講ずるものとします。</li> </ol>
14 一部事務組合等の取扱い	波崎町は、合併の日の前日をもって、茨城県市町村総合事務組合、茨城県市町村職員共済組合、鹿嶋市・鹿島郡町村公平委員会、鹿行地方広域市町村圏事務組合、茨城県租税債権管理機構、茨城県国民健康保険団体連合会、鹿島南部地区消防事務組合、鹿島地方事務組合から脱退するものとします。
15 使用料、手数料等の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> <li>使用料については、原則として現行のとおりとします。ただし、同一または類似する施設の使用料は、可能な限り統一に努めます。</li> <li>手数料については、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則により、合併時に統一するよう努めるものとします。</li> </ol>
16 公共的団体等の取扱い	公共的団体については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの団体実情を尊重しながら、統合整備に努めるものとします。ただし、それぞれの町独自の団体については、原則として現行のとおりとします。
17 補助金、交付金等の取扱い	<p>補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等にも配慮しつつ、新市における公共的必要性、有効性、公平性を考慮し、次のとおり調整します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>同一あるいは同種の補助金、交付金等については、統一の方向で調整します。</li> <li>それぞれの町独自の補助金、交付金等については、その目的や実績を尊重し、新市域全体の均衡を保つように調整します。</li> <li>整理できる補助金、交付金等については、廃止や統合に努めるものとします。</li> </ol>
18 町名・字名の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> <li>神栖町及び波崎町の町・字の区域については、現行のとおりとします。</li> <li>神栖町及び波崎町の町名・字名については、「大字」を削除した現行のとおりとします。ただし、波崎町の「新港」については「波崎新港」とします。</li> <li>波崎町の番地のみで町名・字名の名称のない区域については、その区域をもって新たに字の区域を設定し、名称は「波崎」とします。</li> </ol>



協定項目	協定結果
19 慣行の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> <li>市章及び名誉市民制度については、神栖町の町章及び名誉町民制度を用います。</li> <li>市民憲章、花・木・鳥・歌及び宣言については、当面、神栖町の制度を適用し、合併後に検討、制定します。</li> </ol>
20 国民健康保険事業の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険の税率については、合併年度は両町それぞれ現行のとおりとし、合併の翌年度から神栖町の税率に統一します。</li> <li>国民健康保険運営協議会については、神栖町の制度に統一します。</li> <li>出産一時金、葬祭費の給付及び医療費の抑制と住民の健康づくり事業については、合併年度は両町それぞれ現行のとおり実施し、合併の翌年度から神栖町の制度に統一します。</li> </ol>
21 介護保険事業の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> <li>介護保険事業については、神栖町の制度に統一するものとします。ただし保険料については、合併年度は現行のとおりとし、平成17年度第3期事業計画策定時に見直しをおこなない、平成18年度から統一するものとします。</li> <li>神栖町が実施している市町村特別給付については、神栖町の制度を存続させます。また、神栖町居宅介護支援事業所の運営については、合併後も引き続きおこなうものとします。</li> <li>介護認定審査会については、合併時に再編するものとします。</li> </ol>
22 消防団の取扱い	<ol style="list-style-type: none"> <li>両町の消防団については、合併時に統合するものとします。ただし、消防団組織、報酬、費用弁償及び行事等については現行のとおりとし、合併後2年以内に調整するものとします。</li> <li>消防施設及び消防水利については、現行のとおり新市に引き継ぐものとします。</li> </ol>
23 行政区の取扱い	行政区の制度については、現行の制度を基本に新市に引き継ぎ、合併後新たな制度の創設に向け調整します。
24 電算システムの取扱い	<ol style="list-style-type: none"> <li>電算システム事業については、住民サービスの低下を招かないようシステムの統一を図り、合併時に稼働できるよう調整し、ネットワークにより運用します。</li> <li>単独処理業務については、新市において調整します。</li> </ol>
25 各種事務事業の取扱い	-
1 地域間交流事業	地域間交流事業については、新市に引き継ぐものとします。ただし、利根川下流域首長会議については、構成他市町の変動を視野に入れ調整するものとします。
2 国際交流事業	国際交流事業は、新市に引き継ぐものとします。
3 広報広聴関係事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>広報紙の発行及びホームページへの掲載については、神栖町の制度に統一し、電話による案内については、合併後、調整します。</li> <li>視覚障害者への広報紙の対応については、神栖町の制度に統一します。</li> <li>町長への手紙については、合併時に統一します。</li> <li>地区懇談会については、神栖町の制度に統一します。</li> <li>町政懇談会については、現行のとおりとします。</li> <li>町政モニター制度については、神栖町の制度に統一します。ただし、定数については、合併時まで調整します。</li> <li>町民会議については、神栖町の制度を存続させます。ただし、選出の方法については、合併後、調整します。</li> </ol>
4 納税関係事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>前納報奨金については、神栖町の制度に統一します。</li> <li>納税貯蓄組合については、現行のとおり新市に引き継ぎ、納税組合長報酬は、合併時に見直し神栖町の制度に統一します。</li> <li>納税貯蓄組合報奨金については、合併翌年度に廃止します。</li> <li>口座振替制度については、合併時に神栖町の制度に統一します。</li> <li>督促手数料については、神栖町の制度に統一します。</li> </ol>
5 消防防災関係事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>地域防災計画については、合併時に神栖町の制度に統一します。ただし、避難所や初動マニュアルなど、調整が必要なものについては、現行の制度を踏まえ、合併時まで調整します。</li> <li>防災会議については、合併時に神栖町の制度に統一します。ただし、委員等については、新市において地域性を考慮し調整します。</li> <li>相互応援協定については、現行の協定を維持し、地域防災計画の改定に併せて統一します。</li> <li>防災情報のネットワークについては、現行のとおりとします。</li> <li>防災行政無線については、合併時に神栖町の制度に統一し、防災相互通信用無線については、神栖町の制度を存続させるものとします。</li> </ol>
6 交通関係事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>交通安全啓発事業については、神栖町の制度に統一します。</li> <li>県民交通災害共済については、合併時はそれぞれの制度を存続し、合併翌年度に神栖町の制度に統一します。</li> <li>交通対策協議会については、合併時に神栖町の制度に統一します。委員数については、合併後調整します。</li> <li>チャイルドシート購入費補助事業については、神栖町の制度を存続させるものとします。</li> </ol>
7 窓口業務	窓口業務については、神栖町の制度に統一するものとします。ただし、火葬場の使用許可については、両町の制度を存続させるものとします。



協定項目		協定結果
25	8 保健予防事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 予防接種事業、基本健診及び各種検診等については、合併時に神栖町の制度に統一します。</li> <li>2. 各種健康教室及び各種健康相談については、合併時に神栖町の制度に統一します。ただし、妊産婦等対象の健康教室並びにこころの健康相談及び育児相談については、合併の翌年度から神栖町の制度に統一します。</li> <li>3. 健康診査については、現行のとおりとします。ただし、1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査については、合併の翌年度から神栖町の制度に統一します。</li> </ol>
	9 障害者福祉事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 福祉手当及び心身障害児デイサービス事業については、合併時に新たな制度とします。</li> <li>2. 身体障害者手帳診断書経費補助事業等神栖町にのみある制度は、その制度を存続させます。</li> <li>3. 心身障害児童養育費については、波崎町の制度を存続させます。</li> <li>4. 重度身体障害者移動入浴サービス事業及び身体障害者紙おむつ支給事業並びに重度心身障害者福祉タクシー事業については、合併時に神栖町の制度に統一します。</li> </ol>
	10 高齢者福祉事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 敬老祝金については、合併3年以内に神栖町の制度に統一します。</li> <li>2. ひとり暮らし老人向け事業については、神栖町の制度を存続させます。</li> <li>3. 老人デイサービスセンター及び町営老人休養ホーム「むつみ荘」の運営等神栖町にのみある事業については、その事業を存続させます。</li> <li>4. その他各種高齢者福祉事業については、神栖町の制度に統一します。</li> </ol>
	11 児童福祉事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. こどもプランについては、合併後に調整します。</li> <li>2. 国・県等の法制度に基づく児童手当等の制度については、現行のとおりとします。</li> <li>3. 母子家庭等児童就学金支給事業及び子育て短期支援事業については、神栖町の制度を存続させます。</li> <li>4. 児童館の管理運営については、両町それぞれの施設及び事業を存続させるものとします。</li> <li>5. 放課後児童健全育成事業については、合併時に神栖町の制度に統一します。</li> <li>6. 子育てサポーター設置事業については、波崎町の制度を存続させます。</li> </ol>
	12 保育事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保育所数及び定員並びに障害児保育については、現行のとおりとし、引き続き待機児童の解消等に努めるものとします。</li> <li>2. 保育料及び公立保育所の保育時間については、神栖町の制度に統一します。</li> <li>3. 各種保育促進事業については、現行のとおりとします。</li> </ol>
	13 その他の福祉事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 民生委員については、合併の翌年度から神栖町の制度に統一します。</li> <li>2. 生活保護及び災害弔慰金については、現行のとおり新市に引き継ぐものとします。</li> <li>3. 罹災見舞金については、神栖町の制度を存続させるものとします。</li> <li>4. 路線バス運行補助については、合併後、速やかに新たな公共交通システムの導入を含め検討します。ただし、波崎海水浴場線については、コスト削減に努め存続させるものとします。</li> <li>5. 医療費助成については、合併時に神栖町の制度に統一します。</li> </ol>
	14 ごみ収集運搬業務事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一般廃棄物処理基本計画については、当面は両町の計画を存続させ、合併後速やかに新たな計画を作成します。</li> <li>2. ごみの分別・収集・処理及び指定ごみ袋等については、現行のとおりとします。ただし、資源物の分別及び資源物・有害ごみの収集については、合併後も継続して調整します。</li> <li>3. 生ごみ処理機購入設置補助については、神栖町の制度に統一します。</li> <li>4. し尿処理については、現行のとおり両町それぞれの施設を継続して使用するものとします。</li> </ol>
	15 環境対策事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 環境基本計画については、神栖町の計画を新市に引き継ぎ、合併後3年以内に波崎地域を含めて見直すものとします。</li> <li>2. 環境審議会、公害モニターについては、神栖町の制度を存続させるものとします。</li> <li>3. 大気汚染常時監視システムについては、現行のとおりとします。ただし、波崎町3局の接続等については、合併後調査検討します。</li> <li>4. 水質監視員については、合併時に神栖町の制度に統一します。</li> <li>5. 合併処理浄化槽設置補助事業については、合併時に神栖町の制度に統一します。</li> <li>6. 町営墓地及び斎場・火葬場については、合併後もそれぞれの町の施設及び制度を存続させます。ただし、墓地の使用制限については、神栖町の制度に統一します。</li> </ol>
	16 農林水産関係事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農業災害経営資金利子補給については、現行のとおりとします。</li> <li>2. 農業用廃ビニール収集処理農家負担金については、合併後2年以内に波崎町の制度に統一するものとします。</li> <li>3. 農業経営基盤強化促進対策事業については、合併後1年以内に神栖町の制度に統一します。</li> <li>4. 水田農業構造改革交付金及び水田農業経営確立対策事業推進交付金については、平成18年度までは現行のとおりとし、平成19年度に統一します。</li> <li>5. 松くい虫防除事業については、合併時に神栖町の制度に統一します。</li> <li>6. 水産業振興対策助成事業については、現行のとおりとします。</li> <li>7. 漁業者に対する利子補給等波崎町にのみある制度については、その制度を存続させます。</li> </ol>

協定項目	協定結果
25 17 商工・観光関係事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 商工会及び観光協会等については、合併後2年以内に組織を統合できるよう調整を図るものとしします。</li> <li>2. 各種金融制度及び利子補給事業等については、神栖町の制度を存続させるものとしします。</li> <li>3. 商工業の振興事業等については、神栖町の制度を存続させるものとしします。</li> <li>4. 観光事業等については、原則として神栖町の制度に統一する。ただし、海水浴場、夏祭り等については、合併後もそれぞれ継続して実施できるよう調整するものとしします。</li> </ol>
18 消費者関連事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 消費生活相談員については、神栖町の制度を存続させます。</li> <li>2. 消費生活団体については、合併後、統合に向け調整に努めます。</li> <li>3. 消費生活相談業務については、合併時に神栖町の制度に統一します。</li> </ol>
19 建設関係事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国土利用計画及び都市計画マスタープランについては、合併時は現行のとおりとしします。合併後新たな計画を策定するものとしします。</li> <li>2. 都市計画の区域区分、公園の管理及び市街地整備事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとしします。</li> <li>3. 町営住宅の入居資格、募集方法及び申込方法等については、合併時に神栖町の制度に統一します。</li> <li>4. 新設道路の認定及び道路境界事務については、神栖町の制度に統一します。</li> <li>5. 地籍調査については、現行のとおり新市に引き継ぐものとしします。</li> </ol>
20 上・下水道事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 上水道事業については、神栖町の制度に統一するものとしします。ただし、水道料金及び加入金については、合併時はそれぞれ現行のとおりとし、2年以内に新たな料金体系に移行するものとしします。</li> <li>2. 下水道事業については、合併時に神栖町の制度に統一するものとしします。ただし、受益者負担金額については、分区ごとに積算するものとし、公共下水道計画については、平成19年度の神栖町計画認可変更時に統一するものとしします。</li> </ol>
21 町立学校の通学区域	<p>小・中学校の通学区域については現行のとおりとし、地域の実情を踏まえながら、必要に応じて見直しを図るよう、合併後に調整します。</p>
22 学校教育事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公立幼稚園については、神栖町の制度に統一します。ただし、通園区域、送迎バス等については、合併後に調整するものとしします。</li> <li>2. 英語指導助手については、合併後1年以内に調整します。</li> <li>3. 障害児支援指導員派遣事業については、合併後に神栖町の制度に統一します。</li> <li>4. 修学旅行等校外学習に伴う個人負担軽減補助については、合併の翌年度から神栖町の制度に統一します。</li> <li>5. 学校給食の調理場・調理員については、合併後に新たな制度としします。</li> <li>6. 給食費・献立等については、合併後に神栖町の制度に統一します。</li> </ol>
23 文化振興事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 文化財保護事業及び文化財保護審議会については、神栖町の制度に統一するものとしします。</li> <li>2. 歴史に関する展示・保管等施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、事業については神栖町の制度を存続させるものとしします。</li> <li>3. 芸術祭・文化祭については、統一に努めるものとしします。</li> </ol>
24 コミュニティ施策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. コミュニティセンターについては、現行のとおり神栖町の管理運営を存続させます。</li> <li>2. 花とふれあいのまちづくり推進事業及び地域子ども育成事業については、現行のとおりとしします。</li> <li>3. 集会所建設及び補修費等助成事業については、合併時に神栖町の制度に統一します。</li> </ol>
25 社会教育事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 社会教育委員及び公民館運営審議会委員については、兼任とし、合併時に神栖町の制度に統一するものとしします。</li> <li>2. 体育指導委員及び青少年相談員については、合併時に神栖町の制度に統一するものとしします。</li> <li>3. 生涯学習事業については、神栖町の制度に統一します。ただし、一方の町にのみある事業については、その制度を存続させるものとしします。</li> <li>4. 公民館及び図書館の管理運営及び事業については、合併の翌年度から神栖町の制度に統一するものとしします。</li> <li>5. 成人式については、新市において統一して開催するものとしします。</li> <li>6. 社会体育関連施設については、新市に引き継ぐものとしします。</li> <li>7. スポーツ教室については、現行のとおり存続させるものとしします。ただし、同種目の教室等については、合併後も継続して調整します。</li> </ol>
26 社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 社会福祉協議会については、新市の速やかな一体性を確立するため、合併時に統合できるよう調整を図るものとしします。</li> <li>2. 委託事業については、社会福祉協議会の実情を尊重しながら、合併時まで調整します。</li> </ol>
27 その他の事業	<p>波崎町土地開発公社を解散し、神栖町土地開発公社を存続させます。</p>
26 新市建設計画	<p>「神栖まちづくりプラン-神栖町・波崎町新市建設計画」に定めるとおりとしします。</p>



## 神栖町・波崎町合併協議会

〒314-0192

茨城県鹿島郡神栖町大字溝口4991番地の5

TEL : 0299-93-9601 (代)

FAX : 0299-93-9607

E-MAIL : [info@kh-gappei.jp](mailto:info@kh-gappei.jp)

平成17年3月発行